

平成15年度

第9回 宅地(保留地) 公売一覧

保留地番号	面積(m ²)	面積(坪)	単価(円/m ²)	坪単価(千円/坪)	公売価格(円)
	104.48	31.61	78,500	260	8,201,680
	224.13	67.80	119,000	393	26,671,470
	157.41	47.62	114,000	377	17,944,740
	157.57	47.66	114,000	377	17,962,980
	232.78	70.42	85,300	282	19,856,134
	186.83	56.52	95,500	316	17,842,265
	180.28	54.53	96,000	317	17,306,880
	163.72	49.53	103,000	340	16,863,160
	221.50	67.00	80,700	267	17,875,050
	150.50	45.53	93,200	308	14,026,600
	156.13	47.23	91,800	303	14,332,734
	176.88	53.51	112,000	370	19,810,560
	183.29	55.45	112,000	370	20,528,480
	158.36	47.90	111,000	367	17,577,960
	149.01	45.08	111,000	367	16,540,110
	176.59	53.42	75,800	251	13,385,522
	172.84	52.28	84,400	279	14,587,696
	139.75	42.27	96,400	319	13,471,900

* 1坪は3.30578m²で換算

公売説明会 7月5日(土)・6日(日)・12日(土)・13日(日)
9時～15時
会場 役場中2階ホール
申込受付 7月5日(土)～17日(木)8時30分～17時
(土・日 9時～15時)
抽せん日 7月20日(日)10時～
公売区画 18区画
面積・価格 104.48㎡、224.13㎡、157.41㎡、157.57㎡、232.78㎡、186.83㎡、180.28㎡、163.72㎡、221.50㎡、150.50㎡、156.13㎡、176.88㎡、183.29㎡、158.36㎡、149.01㎡、176.59㎡、172.84㎡、139.75㎡、470円(1区画)～26,671円(1区画)。

町の主要事業の一つである中部特定土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を公売します。今回公売する宅地(保留地)は18区画で、伊奈中央駅から徒歩約3分～10分です。

第9回 宅地(保留地)

公 売

用途地域 ・第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率80%)・第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)・第2種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
公売方法 公開抽せん方式
申込資格 自己用の建築物を建築しようとする方(転売はできません)
町内の方だけではなく、町外の方も申し込むことができます。宅地(保留地)を購入希望の方はぜひお申し込みください。

町のホームページにも詳細が掲載されています。
☎資料請求 都市整備課管理係 ☎2443・2444

県の伊奈特定土地区画整理事業 保留地 公売

ホームページ
<http://www.pref.saitama.jp/A08/BK01/index.html>

現地案内 7月5日(土)・6日(日)

申込期間 7月5日(土)～13日(日)
抽せん日 7月20日(日)
公売方法 公開抽せん方式
予定画地数 88区画
予定面積 89.37m²～392.58m²
予定価格 730万円～2,607万円
募集案内の配布場所 伊奈新都市建設事務所、県庁市街地整備課、ニューシャトルの各駅。郵送希望の場合は同事務所にて電話にて請求ください。
☎資料請求 同事務所役場となり) ☎722 1175

にいろいろぱれっと

さわやかな朝

学校に行く途中に、いとこのお姉さんの家がある。幼いころから、わたしをかわいがってくれた。そのお姉さんが、最近三気がない。わたしは思いきって、そのわけを聞いてみた。

お姉さんには好きな人がいる。その人は同和地区の出身ということで、両親に結婚を反対されているという。

「なぜ、生まれにこだわ

るのだらう。」
わたしは、おじさんやおばさんの気持ちがわからな

かった。
数日たったある日の朝。

「おはよう」と声をかけられた。そこには、お姉さんの笑顔があった。

かれがお姉さんの家を何度も訪れたそう。かれの真剣な気持ちや熱意に触れるにつれ、おじさんやおばさんも自分たちの間違いに気づき、結婚を認めてくれたという。

わたしは、心がうきうきして学校へ向かって走り出した。

同和問題は基本的人権にかかわる社会問題であり、一日も早く解決していくことが、わたしたち一人ひとりの課題です

人権教育啓発資料

緑豊かなまちづくりを

緑化推進 補助制度

生垣等設置補助金

要件等 新たに設置するものであること。また、道路に2m以上沿って樹木を植えること。

助成額 苗木1本当たり

・樹高80cm未満 500円

・樹高80cm以上 1,000円

限度額 1宅地当たり 30,000円

町の花・木普及補助金

要件等 道路面に沿ってバラまたはモクセイを植えること。

助成額

・バラの苗木1本当たり

1,000円

・モクセイの苗木1本当たり 500円

限度額 1宅地当たり 30,000円

ただし、生垣および町の花・木補助金を合わせて1宅地3万円を限度とします。

緑化活動補助金

要件等 自治会等の団体が共同で公共施設（道路の植樹帯や公園等）の敷地に樹木や草花を植えること。

助成額 樹木や草花の購入費の2分の1の額

限度額 100,000円

注 申請者は、必ず工事着工前に申請書を町に提出してください。

なお、このほかにも条件がありますので事前にお問い合わせください。

■ 都市計画課公園緑地係 ④

2252

記念公園キャンプ場

宿泊利用案内

夏休み期間中に限り希望者は、宿泊することができます。

【利用できる人】

町内に在住・在勤の方
ただし、未成年者だけの利用はできません。引率者の付き添いが必要になります。

なお、宿泊施設はありませんので、テント等必要なものは各自持ち込みになります。

【利用期間】

7月19日(土)～8月30日(土)(7月1日(火)から申込み開始)
ただし、町行事等にあたる日は、利用できません。

【利用時間】

午前9時～翌日の午前10時

■ 都市計画課公園緑地係

平成13年5月に都市計画法が一部改正されたことに伴い、「県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」が平成15年6月1日から施行されました。これにより、市街化調整区域を次の3区域に分類し区域指定をしました。

・都市計画法第34条8号の3区域

住宅系の建築・開発行為が可能な区域です。次の団地が該当します。

希望ヶ丘団地 細田山団地 津地団地 光ヶ丘団地 氷川団地

の団地については、新築する場合の敷地面積は3

0.0㎡以上（建替えは除く）
・都市計画法第34条8号の4区域

現在の市街化調整区域の取扱いとほぼ変わらない区域です。

・親族が市街化調整区域に20年以上居住していれば、既存の集落内に新たに土地を取得し、自己用住宅を建築することが可能となる

（敷地面積300㎡以上）など、規制緩和されました。

・その他の区域
建築・開発行為が原則的に不可の区域です。

綾瀬川流域の水田
地帯等（保全区域）
指定区域の詳細は、都市計画課 ④ 2254へ

市街化調整区域の開発許可制度が変わりました

住基ネット第2次稼働スタート!

昨年8月よりスタートした住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の第2次稼働が、本年8月25日より開始されます。

住民基本台帳カード

住民基本台帳カードは、住民票の写しの広域交付や転入転出の特例および市区町村・都道府県並びに国の機関等において法律に定める事務手続きをするときの、本人確認ができるものです。

・カード発行について

カードは「写真あり」と「写真なし」のいずれかを、交付申請時に選択することができます。カードの暗証番号は、ご自身で設定し交付されます。交付手数料は1枚500円で有効期間は10年です。

住民票の写しの広域交付

全国どこの市区町村からでも本人や世帯の住民票の写し（本籍等の表示なし）の交付が受けられます。

申請には、住民基本台帳カードまたはパスポート、運転免許証や各官公署が発行した写真付の資格証などが必要となります。

転入転出の特例

住民基本台帳カードをお持ちの方は、今住んでいる市区町村から他の市区町村へ引っ越しをする場合、転出証明書なしで手続きができるようになります。

引っ越しにあたり、あらかじめ「付記転出届」を転出地の市区町村に郵送しておきます。その後、転入地の市区町村の窓口で1回出向き、住民基本台帳カードを添え転入届を提出します。

住民基本台帳カードをお持ちでない方は、特例は受けられませんので、今まで通りの手続きとなります。

■ 住民課 ④ 2111